

事務事業評価シート（評価対象年度：令和元年度）

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	市民後見推進事業					②事業番号	4511
③事業類型	3. 政策推進事業			④開始年度	平成 24 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	○ 要綱	○ 計画等	○ その他	法令等の名称: 老人福祉法・泉南市地域包括ケア推進事業実施要綱
⑦実施手法	○ 直営	○ 全部委託	○ 一部委託	○ 補助・負担	○ その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	1	目	9	細目 8
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	長寿社会推進課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 市民後見人に関心がある市民	① 市民後見人養成研修申込者数	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
平成23年6月の老人福祉法の改正により、市町村の努力義務として、成年後見等に係る体制の整備を行うことが規定され、平成24年4月1日から施行となった。それにより、市町村は、市民後見人の育成及びその活用を図るため、市民後見人を養成し、その支援体制を構築していくことが必要となったが、成年後見制度について、まだよく知られていない現状であるため、制度についての理解を深めることが必要であり、成年後見制度や市民後見人についての研修を開催する。	① 市民後見人バンク登録者(新規)	人
	②	
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
判断力が衰えても、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、市民後見人を確保できる体制を整備・強化を図る。	① 市民後見人受任者	人
	② 市民後見人バンク登録者(総数)	人
	③	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者等が、自立した生活が送れるようにする。	政策(章)	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	1 地域福祉の推進
	施策小	3 権利擁護の強化

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	市民後見人養成研修申込者数	人	3	1	0	1	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	市民後見人バンク登録者(新規)	人	2	1	0	1	—	
活動指標②								—
活動指標③								
成果指標①	市民後見人受任者	人	3	4	7	7	—	
成果指標②	市民後見人バンク登録者(総数)	人	14	15	13	15		事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.22	0.22	0.22	0.15		
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		—
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	1,767	1,784	1,697	1,157		
	直接事業費	千円	503	414	434	431		
	総事業費	千円	2,270	2,198	2,131	1,588		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		—
	府支出金	千円	370	310	325	321		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	1,900	1,888	1,806	1,267		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の育成やその支援体制の整備について、市町村の努力義務として取組むこととなった、国で推進する事業の一つである。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	国も、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度利用促進基本計画を策定するなど、今後も市民後見人の養成等、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進している。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	市民後見制度の浸透は必要性が高い事業と判断し、継続して事業を実施した。

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	今後、専門職の後見人が不足することが予想されるため、その代わりとなる市民後見人を養成し、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することは、市の政策体系に合致している。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	老人福祉法に基づき、市が主体となって実施するものである。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	この事業は、市民後見人に関心のある人に成年後見制度を深く理解してもらい、最終的には、市民後見人として活動してもらうことを目的としているため、対象を市民、市民後見人に関心のある人としている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加傾向にあるため、今後ニーズは増えると考えられるため、それに対応するためには一定期間継続していく必要がある。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	市民後見推進事業では、新たな人材の養成だけでなく、実際に裁判所から受任をし市民後見人として活動している人の専門的支援、また、バンク登録(いつでも後見人としての受任が可能状態)している登録者の定期的な研修についても実施している。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	成年後見制度・市民後見人養成研修を受講することにより、受講者においては、制度についての理解が深められたと思われるが、広く周知することも必要である。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	事業費については、養成研修の謝礼が主であり、削減の余地はない。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	受益者は市民であるため、受益者負担を求める必要はない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C: 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	認知症高齢者等の増加に伴い成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれており、多様な担い手の確保が必要である。特に、被後見人に寄り添う後見活動が特性である市民後見人は今後もニーズが高まると考えられる。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 (年まで)	エ. 休止 (年から)	オ. 廃止 (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など		—			
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—			